

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

一 道路の種類 県道

二 路線名 下日野沢東門平吉田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>秩父郡皆野町大字下日野沢字若浜一五四一 番一地从先から同郡同町大字下日野沢字 鳥城三五七六番六先まで</p>	区 間
七・二八〇一八・一六	五・一〇〇一六・二一	敷地の幅員 (メートル)
	一二〇・九八	延長 (メートル)
	道路改良工事による。	備 考